



2 自動車の保有・使用

自動車の保有・使用者には、登録、保管場所の確保、自動車の検査、強制保険の加入などの法的義務があります。また、自動車の購入代金のほか、ガソリン代はもちろん保険料、車検代、自動車税、修理代などの費用がかかることも覚えておきましょう。

2-1 自動車の登録

次のようなときは所在地を管轄する運輸支局で登録が必要で、すべての自動車はナンバープレートをつけなければなりません。登録の手続きは自動車を購入したお店などで代行してもらうこともできます。また、自動車を購入し、登録するには実印(D [その他の届出5印鑑](#) 参照)が必要です。

<small>とうろく ひつよう ばあい</small> 登録が必要な場合	<small>とうろくさき</small> 登録先
<ul style="list-style-type: none"> ・ <small>じどうしゃ こうにゆう</small> 自動車を購入したとき ・ <small>しよゆうしゃ じゆうしょ しめい か</small> 所有者の住所や氏名が変わったとき ・ <small>じどうしゃ ゆず ゆず</small> 自動車を譲ったり、譲ってもらったとき ・ <small>じどうしゃ はいしゃ</small> 自動車を廃車にしたとき ・ <small>ふんしつ</small> ナンバープレートを紛失したとき 	<p><small>しよざいち かんかつ うんゆ しきよく</small> 所在地を管轄する運輸支局</p>